

関西広域連合協議会の委員を募集します！

関西広域連合では、広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像等について、住民等から幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を設置いたします。地方分権や広域行政等に深い関心を持ち、生活者の視点から協議会で積極的に発言していただける方の参加を求め、委員を公募します。

【委員の概要】

◇募集人数 7名以内（公募以外の委員を含めた委員総数は50名程度）

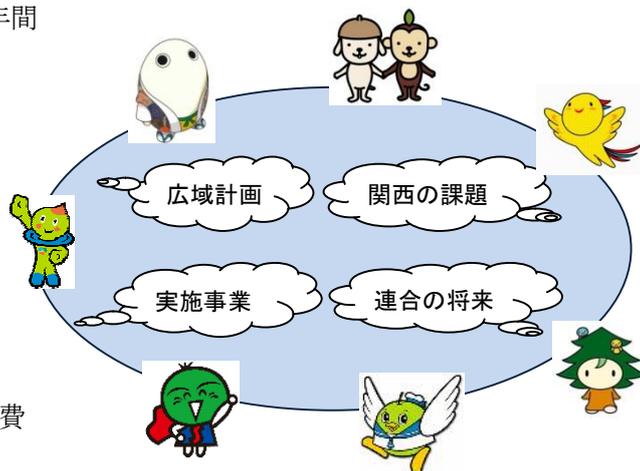
◇任期 委嘱の日（平成23年8月予定）から2年間

◇開催回数 1～2回程度

◇責務等

- (1) 委員は、協議会に出席し、議論に参加していただきます。
- (2) 関西広域連合行政に対する特別な地位が与えられるものではありません。
- (3) 委員としての地位を、政治目的、営利目的又は宗教的目的に利用することはできません。
- (4) 委員としての立場上、知り得た秘密を漏らしてはいけません。

※協議会に出席された場合は、規定の報酬及び交通費をお支払いいたします。



【応募要領】

◇応募資格（次の条件を全て満たす方）

- (1) 一定の地域活動等の実績を有する者その他広域行政に広く関心・見識を持つ方で、年2回程度の協議会に出席して積極的に発言できること。
- (2) 関西広域連合の区域（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県）内に居住又は通勤・通学していること。
- (3) 満20歳以上であること（平成23年4月1日現在）。
- (4) 国会若しくは地方公共団体の議員又は常勤の公務員でないこと。
- (5) 他の附属機関等の公募による委員との併任でないこと。

◇応募方法

以下の書類を持参又は郵送により提出してください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 次のテーマについての800字程度の小論文（様式自由）

「関西広域連合に期待される役割について」又は「関西圏域における課題について」

(2) 関西広域連合協議会公募委員応募申込書

所定の応募申込書に、氏名（ふりがな）、性別、職業、生年月日、住所、連絡先電話番号・Eメールアドレス、興味分野・テーマ、略歴、自己PRを記入してください。

※応募申込書は関西広域連合ホームページでもダウンロードできます。

(<http://www.kouiki-kansai.jp/>)

◇応募期限 平成23年7月15日（金）（当日消印有効）

◇選考方法及び結果通知

一次審査（書類選考）及び必要に応じて二次審査（一次審査の通過者を対象とする面接審査）により選考し、応募者全員に結果を郵送いたします。

【応募先・問合せ先】

関西広域連合本部事務局総務課

〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島5-3-51 大阪府立国際会議場(グランキューブ大阪)11階

電話 06-4803-5668 FAX 06-6445-8540 電子メール webmaster@kouiki-kansai.jp

関西広域連合協議会公募委員応募申込書

ふりがな				性 別	男 ・ 女
氏 名					
職 業		生年月日	年 月 日生 (満 歳) ※H23.4.1 現在の年齢		
住 所	〒 ー				
連 絡 先	電話番号	(自宅・勤務先・携帯) ※該当するものを○で囲んでください。			
	Eメール				
興味分野・テーマ					
略 歴 ・ 自己PR等 (差し支えのない範囲で御記入ください)					

※「関西広域連合に期待される役割について」又は「関西圏域における課題について」をテーマとした800字程度の小論文(様式自由)を併せて提出してください。

広域連合協議会の設置について

1 概要

広域連合の運営にあたり、広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像について、住民等から幅広く意見を聴取するため、広域連合協議会を設置する。

(1) 委員定数 50人～60人程度

○各分野の住民代表

- ・産業経済、観光文化、医療福祉、環境、防災、コミュニティ分野の代表
- ・公募委員

○有識者

○近畿ブロック地方5団体の代表者

(県議会、市長会、市議会議長会、町村会、町村議長会の代表者)

<オブザーバー>

連携団体(福井県、三重県、奈良県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)

《委員選定の考え方》

各分野の住民代表、有識者については、各府県からそれぞれ委員を推薦

- ・全国・近畿等府県を超えた広域ブロックの役員等も務める者をはじめ、広域行政に関して見識があると考えられる者
- ・主要分野のほか広域連合の区域内で活動する団体を幅広く選定
- ・できる限り女性委員の選出にも留意
- ・各府県から公募委員を選定

(2) 開催回数 年1～2回

(3) 協議事項

- ・各分野の広域計画、実施事業
- ・関係団体等との連携事業
- ・関西の広域的課題と今後のあり方
- ・広域連合の将来像 など

(4) 専門部会

専門的な見地から調査・検討を行う必要がある事項については、外部有識者等で構成する専門部会を設けることができるものとする。

2 設置根拠

- 関西広域連合附属機関設置条例（平成23年関西広域連合条例第3号）
- 関西広域連合協議会規則

（参考）【規約第16条】

広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。

3 委員の任期等

	内 容
区 分	会長、副会長、委員
任 期	2年（ただし、学識経験者を除く委員は、原則として充て職とする。）
身 分	非常勤
報 酬	日額支給、旅費の費用弁償あり（「報酬等条例」に規定）
選任方法	広域連合長が選任（会長及び副会長は委員による互選）

4 設置に向けてのスケジュール

- 6月下旬～8月上旬 委員候補者に委員就任依頼、公募委員の決定
- 8月19日（予定） 連合委員会・議会で報告
- 9月～ 第1回協議会開催